

7 健康福祉課

(1) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度
所持届出の受理	0	0	1
所持変更届の受理	6	12	14
輸入届出の受理	0	0	0
三種病原体所持施設への立入検査	7施設	7施設	7施設

③ 近畿厚生局所管施設の状況(各年度末現在)

(単位：施設)

	25年度	26年度	27年度
三種病原体所持施設数	21	25	16

(2) 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

平成14年8月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成15年度から近畿厚生局管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し3年に1回程度、市等に対し6年に1回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
近畿厚生局管内の指導監査	20	21	20
中国四国厚生局管内の指導監査	20	21	20
九州厚生局管内の指導監査	20	20	20
計	60	62	60

・ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定の体制を確立するよう努めること。
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること。
現況届の未提出者に係る事務処理	現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。
所得審査	所得審査において、養育費の申告内容に誤りがないか確認を行うこと。
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、客観的事実による確認を行うこと。
資格喪失届に係る事務処理	事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を付記すること。

(3) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

(注) 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施しています。

② 実績

保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
近畿厚生局管内の指導監査	4	4	2
中国四国厚生局管内の指導監査	0	1	1
九州厚生局管内の指導監査	0	1	1
計	4	6	4

・指導監査における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
運営管理関係	・直接処遇職員の夜間勤務状況をみると、併設施設の直接処遇職員が配置されている事例が認められたので是正すること。

(4) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

技術的助言は、新たに中核市となった市に対して行っており、平成27年度は実施しませんでした。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
近畿厚生局管内の指導監査	1	1	0
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	1	1	0

(5) 生活保護法施行事務監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から自立支援医療の適用状況にかかる監査、向精神薬に関する重複処方改善状況の確認監査及び指定医療機関に対する指導等の実施状況の確認監査を生活保護法第23条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、生活保護監査官及び医療扶助指導検査官が担当し、各府県(2府5県)に出向き行っています。

② 実績

医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
医療扶助適正実施の監査	20	21	21

(6) 民生委員・児童委員に関する業務

① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 実績

(単位：名)

	25年度	26年度	27年度
民生委員・児童委員の委嘱	39,732	974	760
民生委員・児童委員の解嘱	481	794	868
主任児童委員の指名	3,707	108	83

(単位：名)

	25年度	26年度	27年度
厚生労働大臣感謝状の授与	6,732	305	321
厚生労働大臣表彰（定時）	1,333	34	45
厚生労働大臣表彰（随時）	3	6	14

③ 民生委員・児童委員数（年度末現在）

(単位：名)

	25年度	26年度	27年度
民生委員・児童委員数	39,296	39,414	39,315

④ 平成27年度民生委員・児童委員数の内訳

(単位：名)

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,820	2,591	2,776	5,590	5,119	2,227	1,954
うち主任児童委員	134	231	249	436	291	214	151

	大津市	京都市	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市
委員数	635	2,712	4,046	1,103	494	814	554
うち主任児童委員	63	403	618	91	37	53	41

	枚方市	神戸市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市
委員数	512	2,462	904	687	835	758	722
うち主任児童委員	43	335	60	41	24	89	82

	合計
委員数	39,315
うち主任児童委員	3,686

(7) 指定医療機関の指定等

① 概要

次の法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

ア 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関(国が開設したものに限る)

生活困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

② 実績

管内の指定機関数は以下のとおりです。

(単位：機関)

	25年度	26年度	27年度
生活保護法に基づく指定医療機関等数	31	44	44

(注1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限ります。

(注2) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 84 頁に掲載しています。

(8) 特定感染症指定医療機関に係る監督

① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症）の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関 1 か所の監督に関する業務を行っています。

(注) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 84 頁に掲載しています。

(9) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年 1 回以上試験を行っています。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

- ② 実績
平成 27 年度まで実績はありません。

(10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

- ① 概要
エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。
受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。
※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が 1 5 0 0 k L（原油換算）以上となる事業所

- ② 実績 (単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	307	297	304

(11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

- ① 概要
地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。
受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。
※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに 3 0 0 0 t-CO₂ 以上排出している事業所

- ② 実績
平成 27 年度まで実績はありません。

(12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

- ① 概要
地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。
- ② 実績
平成 27 年度においては、次のとおり交付決定等を行いました。

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県14市 27年度交付決定額 (負担金) 726,436,091円 (補助金) 54,905,592円
原爆被爆者健康診断 費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 114,009,979円
原爆被爆者手当交付 金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 5,258,108,664円
原爆被爆者葬祭料交 付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 106,493,672円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 27年度交付決定額 31,587,810,741円

補助金名	交付目的	交付対象等
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県198市町村 27年度交付決定額 203,383,836円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 27年度交付決定額 7,973,548,080円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県107市 27年度交付決定額 19,983,621,104円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 27年度交付決定額 3,580,778,000円 27年度財産処分 0件
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 (負担金) 165,869,925円 (補助金) 190,502,342円

補助金名	交付目的	交付対象等
保健衛生施設等施設 ・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府5県9市13法人 27年度交付決定額 (施設) 5件 157,893,000円 (設備) 44件 134,934,000円 27年度財産処分 7件 (内包括7件)
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 27年度交付決定額 2,375,067,000円 27年度財産処分 194件 (内包括158件)
地域介護・福祉空間 整備等交付金	介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的としています。	34市町村 27年度交付決定額 524,427,000円 27年度財産処分 13件 (内包括3件)
次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	2府1県11市5町 27年度交付決定額 852,1849,000円 27年度財産処分 47件 (内包括47件)
保健衛生施設等災害 復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	27年度は、実績なし

補助金名	交付目	交付対象等
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	27年度は、 京都府内2件 27年度財産処分 1件（内包括0件）

(13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

(※)に係る業務については、平成28年3月31日から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

次の10種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ・管理栄養士養成施設
- ・栄養士養成施設
- ・社会福祉士養成施設
- ・指定保育士養成施設 (※)
- ・あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ・介護福祉士養成施設
- ・あま指師、はり師、きゅう師養成施設
- ・福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）
- ・福祉系大学等（大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認）
- ・介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）

(注) 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）の大学・短大の養成施設は近畿厚生局で業務を行っています。

② 指定等状況

(ア) 所管する養成施設等の数及び課程数

H28. 3. 31 現在：255 施設 286 課程（H27. 3. 31 現在：385 施設 444 課程）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	30(29)	30(29)	あま指師養成施設	2(2)	2(2)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
指定保育士養成施設	112(111)	130(130)	福祉系高等学校	19(19)	19(19)
社会福祉士養成施設	1(13)	1(17)	福祉系大学等	42(44)	53(56)
介護福祉士養成施設	18(50)	20(54)	介護福祉士実務者養成施設	2(88)	2(108)

(注) ・「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう。（以下の「施設の種類」についても同じ。）

- ・施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成26年度末の数。
- ・各養成施設の一覧は資料編85頁～98頁に掲載しています。

(イ) 新規指定（承認）件数（平成27年度：11件）

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	2	介護福祉士養成施設	1	あま指師養成施設	0
栄養士養成施設	0	福祉系高等学校	2	介護福祉士実務者養成施設	0
指定保育士養成施設	6	あはき師養成施設	0		

(平成27年度新規指定（承認）状況)

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
管理栄養士養成施設	大手前大学健康栄養学部管理栄養学科	大阪府 大阪市	昼間 4年	80名
	京都華頂大学現代家政学部食物栄養学科	京都府 京都市	昼間 4年	60名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
指定保育士養成施設	神戸元町こども専門学校保育科	神戸市 中央区	昼間 2年	80名
	奈良学園大学人間教育学部 人間教育学科保育士養成課程	奈良県 生駒郡	昼間 4年	20名
	池坊短期大学幼児保育学科	京都市 下京区	昼間 2年	100名
	京都光華女子大学健康科学部 医療福祉学科保育士コース	京都市 右京区	昼間 4年	20名
	京都光華女子大学健康科学部 心理学科保育士コース	京都市 右京区	昼間 4年	20名
	関西福祉科学大学教育学部教育学科 子ども教育専攻保育士養成課程	大阪府 柏原市	昼間 4年	50名
介護福祉士養成施設	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 介護福祉士資格課程	大阪府 和泉市	昼間 4年	20名
福祉系高等学校	京都府立久美浜高等学校 総合学科福祉系列	京都府 京丹後市	昼間 3年	17名
	第一学院高等学校 養父校専攻科	兵庫県 養父市	通信 2年	400名

(注) 介護福祉士実務者養成施設の一覧は資料編 93 項に掲載しています。

(ウ) 内容変更承認件数 (平成 27 年度 : 61 件 (平成 26 年度 : 75 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	5(9)	あま指師養成施設	2(0)
栄養士養成施設	5(9)	あはき師養成施設	3(0)
指定保育士養成施設	39(29)	福祉系高等学校	2(2)
社会福祉士養成施設	0(1)	福祉系大学等	1(0)
介護福祉士養成施設	4(2)	介護福祉士実務者養成施設	0(23)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 26 年度の数。

(エ) 内容変更届件数 (平成 27 年度 : 166 件 (平成 26 年度 : 340 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	6(4)	あま指師養成施設	0(3)
栄養士養成施設	1(8)	あはき師養成施設	0(3)
指定保育士養成施設	31(10)	福祉系高等学校	26(38)
社会福祉士養成施設	4(28)	福祉系大学等	73(72)
介護福祉士養成施設	23(79)	介護福祉士実務者養成施設	2(95)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 26 年度の数。

③ 指導状況

(ア) 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 27 年度実績： 4 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	4	指定保育士養成施設	0
栄養士養成施設	0	介護福祉士養成施設	0
あま指師養成施設	0	社会福祉士養成施設	0
あはき師養成施設	0		

(イ) 指導件数

指導件数 13 件（文書 1 件、口頭 12 件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	1	12	あはき師養成施設	-	-
栄養士養成施設	-	-	指定保育士養成施設	-	-
あま指師養成施設	-	-	介護福祉士養成施設	-	-

・具体的な指導の内容は、 38 頁に掲載しています。

(14) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と 3 年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成 27 年度は 11 件（平成 26 年度は 30 件）の提出がありました。

② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成 27 年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が 0 件（平成 26 年度は 2 件）、介護教員講習会が 1 件（平成 26 年度は 1 件）の提出がありました。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。平成 27 年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 5 件（平成 26 年度は 5 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 2 件（平成 26 年度は 3 件）提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講する必要があります。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講する必要があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。平成 27 年度は、実務者研修教員講習会が 10 件（平成 26 年度は 11 件）、医療的ケア教員講習会が 60 件（平成 26 年度は 21 件）の提出がありました。

・養成施設等に対する具体的な指導の内容（指導件数は、37 頁に掲載しています。）

事項	内 容
教員に関すること	<p>1 . 専任教員</p>
	<p>< 事例 1 > 「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」を担当する専任の教員であって医師である者が配置されていなかった。</p> <p>[指導内容] 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員である医師が配置されていなかったため、配置すること。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第 2 条第 1 項第 5 号</p>

(15) 事務・権限の移譲に関する業務

① 概要

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進を目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）の施行等に伴い、平成 28 年 3 月 31 日から、当局で行っていた指定保育士養成施設等の指定・登録及び指導監督等について、その事務・権限を都道府県等に移譲しました。

② 実績

指定保育士に係る事務・権限の移譲について、各管内府県の事務担当者に対して説明会を平成 28 年 2 月 17 日から 27 日まで開催するなど当該法律の施行に向け、事務・権限の移譲作業を行いました。

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		